

第 20 期第 30 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 13 日 (月) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 3 階「エメラルド」
- 3 出席者 委員 15 名
県 水産振興課 3 名、
鱒ヶ沢水産事務所 1 名、
むつ水産事務所 1 名
事務局 3 名
- 4 概 要
○議案の審議 2 件、報告事項 2 件



【 議 案 】

(1) 西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長及び西北水産振興会長より、日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[平成 28 年 6 月 17 日付け青森県報号外第 59 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間

平成 28 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

(2) 田名部漁業協同組合の破産手続の開始に伴う免許について

破産した田名部漁業協同組合に関連する漁業権（西共第 5 3 号、西共第 5 4 号、西共第 6 9 号、西区第 1 3 1 号）について、知事からむつ市漁業協同組合に免許することについて諮問があり、審議した結果、適当である旨答申することとした。

【 報告事項 】

(1) くろまぐろ型TAC試行に係る青森県計画案について

くろまぐろ型の数量管理に関する青森県計画試行案について、海域別、漁業種類別知事管理量、資源管理の取組内容、漁獲報告、警報等の発出及び操業自粛要請の基準等について報告があった。

(2) 平成 28 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果概要等について

去る平成 28 年 5 月 20 日に東京都で開催された標記総会について、以下のとおり報告があった。

総会では、審議案件である、①27 年度事業報告・収支決算書・剰余金処分案、②28 年度事業計画案・収支予算案、③28 年度全漁調連要望書案、④次期総会の開催地（東京都）が承認された。